

発議案第7号

国民健康保険の広域化に反対し、国の医療費負担の引き上げを求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成23年3月4日

八千代市議会

議長 林 利彦 様

提出者	八千代市議会議員	堀口明子	㊞
賛成者	八千代市議会議員	中村健敏	㊞
	同	小林恵美子	㊞

提案理由

国に対し、国保広域化の中止及び医療給付費の国負担割合の引き上げ・復元を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

国民健康保険の広域化に反対し、国の医療費負担の引き上げを求める意見書

2018年度をめどに国民健康保険の県単位での広域化を進めつつある国が、自治体あてに発出した通知の中で、多くの市町村が現在行っている一般会計からの国保財政への繰り入れについて「保険料の引き上げ、収納率の向上、医療費適正化策の推進等により、できる限り早期に解消するよう努めること」としていることは重大である。

言うまでもなく一般会計からの繰り入れは、払い切れないほど高い水準に引き上げられてしまった保険料を少しでも低く抑えるために、市町村が貴重な財源を投入して実施している施策である。千葉県内の全市町村合計で年間180億円近い額となるこの繰入金も仮に廃止されたなら、保険料の著しい引き上げが避けられず、それは今でさえその増加が深刻な滞納者のさらなる急増を招き、国保制度の根幹を揺るがすことは必至である。

そもそも国保料がこれほどまでに高くなった最大の要因は、国が1984年以降、みずからの負担割合を医療費総額の50%から25%へと大幅に切り下げてきたことにある。したがって、この負担割合を引き上げ、復元していく方向で国保料問題の解決を図ることこそ、何より急がれるべきである。

国が何よりも最優先して果たすべきこの責任を放棄するのみか、逆に、一層の保険料引き上げのルールを敷きつつ推進している国保広域化の行き着く先は、すべての医療保険を一本化して都道府県単位の地域保険に再編することであり、その目的は、企業の財政負担をなくすことにある。

しかし、今でさえ欧米に比べて著しく低い日本の企業の社会保障負担を、引き上げではなく逆に廃止しようとする、そのような意図を持った国保広域化を、到底認めることはできない。

よって、政府に対して、国保広域化を中止すること、並びに、医療給付費の国負担割合を引き上げ、復元していくことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月23日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様
厚生労働大臣様